

# 国内育成品種の海外への流出状況について

# 我が国で開発された優良品種の海外流出

## 【国内】

- ・ シャインマスカットは我が国で育成されたブドウ品種
- ・ 甘みが強く、食味も優れ、皮ごと食べられることから、高値で取引
- ・ 輸出産品としての期待も高い



苗木が  
海外に流出

## 【中国】

- ・ 「**陽光バラ**」「**陽光玫瑰**」「**香印翡翠**」等の名称での販売を確認

※「香印」はシャイン(xiāng yin)と発音される。

- ・ 「**香印**」を含む商標の出願（**香印青提**、**香印翡翠**）が判明
- ・ 日本原産として、高値で苗木取引



中国産「陽光バラ」 中国産「香印翡翠」  
(約490円/パック) (約1,357円/kg)

生産物が  
更に輸出

## 【東南アジア等】

- ・ **タイ**市場で**中国産**、**韓国産**シャインマスカットの販売を確認
- ・ **香港**市場で**中国産**、**韓国産**のシャインマスカットの販売を確認
- ・ **マレーシア**、**ベトナム**市場で**韓国産**シャインマスカットの販売を確認



タイ市場で発見された  
中国産「陽光バラ」



タイ市場で発見された韓国  
産「SHINE MUSCAT」

## 【韓国】

- ・ **韓国国内**でのシャインマスカットの栽培、市場での販売を確認

# 韓国におけるイチゴ問題の経緯

- 日本の育成者権者が韓国の生産者に許諾(期間限定、契約者のみ利用可等)した「あき ひめ章姫」、  
「レッドパール」が、第三者に流出し広く栽培された。
- 2006年には両品種は韓国のイチゴ栽培シェアの8割以上まで広がり、その後、これらの日本品種をもとに韓国で開発された品種が拡大(シェア9割以上)。
- 日本は韓国に対し、早期に全植物を保護対象とするよう累次の要請を行ったものの、**UPOV条約上の猶予期間2012年までイチゴは保護対象とされず**、育成者の権利は保護されなかった。

## 日本の育成者と韓国生産者との協議

1996年 あき ひめ「章姫」の育成者権者が韓国種苗業者に許諾

1998年 「レッドパール」の育成者権者が韓国生産者と許諾

(この間、韓国で育成者の許諾を得ず広く増殖・栽培され、2006年頃の両品種の韓国のシェアが8割超となる)

2006-2009年  
日本の育成者権者と韓国のイチゴ生産者協会との間で協議が行われたが、許諾料等の条件で折り合わず決裂

2012年 日本品種をもとに開発された韓国品種が品種登録ソルヒャン メヒャン(雪香、梅香等)

## 韓国におけるイチゴの保護対象化

1998年 種子産業法施行(現新植物品種保護法)

2002年 UPOV条約に批准、2006年までにイチゴの保護化を表明(条約上、10年後の2012年までに全植物の保護対象化が義務)

2006年 イチゴの保護対象化を2009年まで延期

2009年 イチゴ等を除く全植物を保護対象化

2012年 イチゴ等を含む全植物を保護対象化

# 【その他の流出事例】デコポン（不知火）について

## 1 日本で育成・普及

1972年（昭和47年）に農林水産省果樹試験場（現農研機構）で交配。  
熊本県で品種名「<sup>しらぬい</sup>不知火」として普及。

1993年（平成5年）熊本県果実農業協同組合連合会が「デコポン」として商標登録。品質基準（糖度13度以上、酸度1度以下）をクリアし、日本園芸農業協同組合連合会傘下の農業団体（JA）に限り名称使用可。全国へ普及。

## 2 海外への流出

「<sup>しらぬい</sup>不知火」は海外で育成者権を取得しなかったことから、多くの国で栽培されブランド化されているが、日本には利益が還元されていない。

### ○韓国での状況

1990年代に韓国の済州島へ渡って特産品となり、<sup>ハララボン</sup>「漢拏峰」という名称で高級ミカンとして知られ贈答用にも使用されている。

### ○米国での状況

1998年にカリフォルニア州に日本の品種として輸入。

2011年には「Sumo Citrus」として販売され、Suntreat社が商標登録。この「Sumo」は、甘い、種なし、むきやすいなどの特性が米国消費者から高い人気を得ており、Suntreat社はオーストラリア、スペイン、ペルー、南アフリカでも展開し、年間商材として供給が確立されている。



ハララボン  
韓国：「漢拏峰」  
出典：韓国の通販ページ



米国：「Sumo」  
出典：Suntreat社HP

# 韓国における近年の流出の状況

## 1. 種苗販売の状況

- ・韓国国内では日本で開発された多くの果樹品種が販売されている。
- ・その多くは古い品種、育成者権者の許諾が得られた品種、または比較的新しいものの韓国において育成者権がない品種であった。
- ・日本で開発された果樹品種の流出リスクが高いことを踏まえ、カンキツ、リンゴ、ブドウ等の主要な新品種については韓国において品種登録出願を行っている。

## 2. 聞き取りにより把握された情報

- ・イチゴについては「<sup>ソルヒャン</sup>雪香」（日本で開発された「レッドパール」と「<sup>あきひめ</sup>章姫」を掛け合わせて韓国で育成された品種）が韓国国内で栽培面積の9割を占める。(種苗業者)
- ・一部のブランド化している品種を除き、韓国では青果物が品種名で販売されることが少ない。流通している青果物の名称では日本で育成された品種かどうかは判別困難なものが多い。(市場関係者)
- ・韓国国内で農業者相手に裁判して、勝訴したとしても、農家の賠償金の支払い能力は低く、実利を得ることは困難である。韓国に種苗が持ち込まれる前に日本国内で対策を行うことが効果的である。(種苗業者)
- ・韓国で育成者権を取得した上で、韓国国内にパートナーを確保することで、品種をより効果的に守ることができるだけでなく、ロイヤリティの確保につなげることができる。(種苗業者)

# 現地の状況（韓国）



ソルヒャン  
いちご「雪香」の栽培を行うビニールハウス



ソルヒャン  
「雪香」のパック詰め



市場に陳列されていたブドウ「シャインマ  
あきひめスカット」やイチゴ「章姫」



ハルラボン  
市場に陳列されたカンキツ「漢拏峰」  
(中央の白い箱)

# 中国における近年の流出の状況

## 1. 種苗等販売の状況

- 中国国内では日本で開発された多くの果樹品種が販売されている。
- リンゴの産地である山東省で販売されている品種の大部分は、日本で育成された「ふじ」や「ふじ」に由来する育成者権がない品種であり、現地の生産農場、農家等で日本で育成された登録品種が栽培されていた事例は確認できていない。
- 現地の市場（北京市内のスーパーマーケットや果物専門店）では、日本で育成された品種としてはリンゴ「ふじ」とブドウ「シャインマスカット」が確認されたが、そのほかの日本で開発された品種は確認されていない。
- 日本で開発された果樹品種の流出リスクが高いことを踏まえ、カンキツ、リンゴ、ブドウ等の主要な新品種については中国において品種登録出願を行っている。

## 2. 聞き取りにより把握された情報

- 中国国内ではリンゴ「ふじ」（及びその派生系統）の品質に対する満足度が高い。一方で「ふじ」に代わる品種への更新が進まないことが課題であり、中国国内でも有望な新品種の開発が進んでいない。（研究機関）
- 中国で日本の品種を登録しても広大な中国における育成者権侵害への実態的な対応は極めて困難。適切な中国国内のパートナーと契約を行い、侵害の監視や対応を任せる方法が重要である。（研究機関）
- 種苗の生産から青果物、製品の販売に至るまでの流通段階でものの流れを適切に管理して把握できることが侵害対策として重要。一部のブランド化している品種ではQRコード等を付与してトレーサビリティを確保している事例がある。（研究機関）

# 現地の状況（中国）



さんとう えいせい  
山東省榮成市リンゴ「ふじ」栽培圃場



しかい  
威海市の種苗業者の「ふじ」系のリンゴ  
苗木圃場



北京市内の高級スーパーで販売されて  
いる「ふじ」系の品種



北京市内の高級スーパーで販売されてい  
る有機栽培の「ふじ」



# 植物品種（育成者権）侵害の対策

## 植物品種等海外流出防止総合対策事業

【平成31年度予算概算決定額 100（95）百万円】  
（平成30年度第2次補正予算額 1,680百万円の内数）

### 海外における監視の取組

農林水産省

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

- ・中国等海外における流出実態の把握
  - －現地での農産物販売状況調査、カタログ等による種子販売状況調査
- ・コンソーシアム会員からの情報提供・侵害対応相談

侵害の懸念がある品種を優先的に支援

### 海外における品種登録出願

・主要マーケット又は模倣リスクの高い国においては、知的財産権を戦略的に取得し、市場における不法な流通を防止することが必要

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

海外出願  
相談・支援  
申請

出願経費  
の支援  
(定額・1/2)

育成者権者

### 海外における権利侵害への対応

植物品種等海外流出防止対策  
コンソーシアム

侵害対応経費の支援 (2/3)

育成者権者 (侵害を受けている可能性)

迅速な育成者権侵害への対応を可能とするため、DNAマーカー等を用いた品種識別技術の実用化推進

- ・侵害の事実確認 (DNA鑑定等)
- ・栽培差止請求等

# 品種識別に用いられるDNAマーカー

(国研)農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターでは、植物体又は一部組織からDNAを抽出し、品種識別法として確立された技術を用いて塩基配列を比較する試験を実施することができる。

## 果樹・果菜類

- ・ オウトウ(サクランボ)
- ・ 日本ナシ
- ・ リンゴ
- ・ パイナップル
- ・ ブドウ
- ・ カンキツ
- ・ イチゴ

## 花き・工芸作物等

- ・ カーネーション
- ・ 小豆
- ・ 白インゲンマメ
- ・ イグサ
- ・ 茶
- ・ ヒマワリ
- ・ トウモロコシ
- ・ バレイショ

※品種識別を行うためには、若葉の形態の試料が必要（小豆、白インゲンマメは子実、イグサ、茶は乾燥葉（畳表、製茶）、イチゴは果実のがく片でも判別可能）